別紙

実　施　要　項

１　日　　時　　令和７年９月７日（日）午前９時００分　開　　館
９時２０分　受　　付
午後４時００分　終了予定

２　場　　所　　ＡＬＳＯＫぐんま武道館　　大道場

３　受審資格　　６段　　６５歳未満の場合５段受有後、修業年限５年以上の者
（令和２年 11 月 30 日以前に五段を取得した者）
６５歳以上の場合５段受有後、修業年限２年以上の者
（令和５年 11 月 30 日以前に五段を取得し、年齢満 65 歳以上で修業年限２年以上経過し、加盟団体会長が許可した者）
７段　　６５歳未満の場合６段受有後、修業年限６年以上の者
（令和元年 11 月 30 日以前に六段を取得した者
６５歳以上の場合６段受有後、修業年限３年以上の者
（令和４年 11 月 30 日以前に六段を取得し、年齢満 65 歳以上で修業年限３年以上経過し、加盟団体会長が許可した者）

※（　）の生年月日は、審査日当日が年齢基準となっているため、愛知、東京の審査を受審する方は各々確認をする事。

４　費　　用　　４，０００円（弁当代含む）申込と同時に振込むこと。

５　申込方法　　群剣連審査申込書に必要事項を漏れなく記載し、各支部が取りまとめて群剣連事務局まで申し込むこと。
（費用も各支部取りまとめて申込締切日までに振込むこと）

６　申込締切　　８月２９日（金）必着　群馬県剣道連盟事務局まで
☆ 事前に組み合わせを作成するため、締切厳守のこと。

７　持 ち 物　　剣道具、面マスクまたはマウスガード、木刀

８　欠席の扱い　　①　会長宛「受審者研修欠席届」を提出する。（変更なし）
やむを得ず欠席される者は欠席届を提出し（研修日から１週間以内を厳守）、審査までの水曜日（今回は 10 月 22 日（水）までとする）の、群剣連合同稽古又は所属支部長の認める稽古に２回出席する。なお、所属支部長の認める稽古に出席した場合は、所属支部長が規程様式により群剣連事務局を経て会長に報告する。報告なし及び稽古回数が満たない場合は、受審できない。

９　そ の 他

①傷害保険は連盟にて加入する。
②面をつける場合は、必ず面マスクまたはマウスガードを装着すること。
③昼食は主催者で用意する。**飲食は大道場２階観覧席を利用する**こと。
④荷物は大道場観覧席に置き、貴重品は携行すること。
⑤使用する竹刀は各自が責任を持って点検し、事故のないように努めること。
⑥ＡＬＳＯＫぐんま総合スポーツセンター内は敷地内での喫煙は３か所に限定されたため、限定場所で喫煙すること。
⑦費用返金のキャンセルは、研修会前日までとする。
⑧６・７段を受審する方は、令和７年７月２５日発出の「剣道六・七・八段受審者研修会の変更について（通知）」で今回から本審査前の受審者研修会に参加することになりましたが、今年度は、移行期間として、既に今年度の受審者研修会（令和７年２月２日、６月１日）に２回参加された方については、今年度の本審査会は受審可能とします。
⑨コロナ前と同じように立ち合い、日本剣道形講習、合同稽古を行う。
⑩**今回に限り、特例措置として３項受審資格の(　)書きの受審条件に当てはまる方は、本研修会に参加を条件に１１月の審査会（愛知・東京）を受審できる。**
⑪特例措置で受審する方は、申込書の該当欄に記入すること。